

住宅リフォーム支援

自分が住む住宅をリフォームする場合に、市町村が窓口となり、市町村と県が協調して支援します。

- 市町村によって、募集期間や補助率・補助金額、条件が異なる場合がありますので、詳細は住宅の所在地の市町村へお問い合わせください。

●基本的な支援内容・要件等

	移住・新婚・子育て世帯	一般世帯
補助金額	上限 30 万円 (工事費の 20%)	上限 24 万円 (工事費の 1/3)
施工者	施工者が県内に本店又は事務所を有する大工・工務店であること	
要件工事	以下のいずれか一つ以上を含み基準点が10点以上となる工事 ①寒さ対策・断熱化(断熱サッシ設置、断熱材設置など) ②バリアフリー化(居室や移動経路の段差解消、手すり設置など) ③克雪化(雪止め設置、融雪設備設置など) ④県産木材使用	
補助対象工事費	要件工事と一緒に行うリフォーム工事の工事費総額※	

※ 一部対象外となる工事があります（物置やカーポートの新設、造園工事など）

移住世帯	令和2年4月1日以降に山形県内へ移住した世帯員がいる世帯
新婚世帯	申請日において婚姻した日から5年以内である世帯
子育て世帯	平成19年4月2日以降に生まれた子がいる世帯(出産予定を含む)

●申請・問合せ先
住宅の所在地の市町村

制度の詳細な内容は[こちら](#)⇒

